

市債権に係る督促手数料の廃止について

1 廃止の目的

督促状の発送に係る手数料を廃止することにより、手数料徴収事務にかかる業務量の削減を図るとともに、当該事務に要する時間を市債権の徴収業務に充てることで、徴収に係る事務の効率性と徴収率の向上を目指すもの。

2 督促手数料の現状

(1) 督促手数料徴収実績（令和3年度）

債権名	発送件数	収入額(円)	うち現年度分(円)
市税	17,825	1,276,900	964,080
国民健康保険料	11,466	734,246	412,170
後期高齢者医療保険料	1,963	126,046	102,240
介護保険料	3,462	215,150	157,440
保育料	110	5,840	5,200
合計	34,826	2,358,182	1,641,130

※保育料には延長保育料を含む。以下同じ。

(2) 督促状の発送及び未納の督促手数料の徴収に係る総コスト

(円/督促状1通当たり)

債権名	人件費	消耗品・印刷経費	物件費	その他	合計	
市税	105.6	6.6	73.0	23.5	208.7	
（参考）	国民健康保険料	46.2	6.9	73.0	8.0	134.1
	後期高齢者医療保険料	165.0	24.4	73.0	22.0	284.4
	介護保険料	105.6	7.4	73.0	10.0	196.0
	保育料	227.2	3.6	84.0	6.0	320.8

※ 各コストは、本年度の使用料・手数料の見直しの際に用いた算式で積算

(3) 督促手数料を廃止することにより削減される業務時間と人件費（年間）

債権名	業務時間（時間）				人件費換算 （円）
	問い合わせ 苦情等対応	督促状発送 後のチェッ ク(※2)	還付等 (※3)	合計	
市税	201.0	160.0	15.5	376.5	1,490,940
国民健康 保険料	15.0	2.5	2.5	20.0	79,200
後期高齢者 医療保険料	10.0	2.5	2.5	15.0	59,400
介護保険料	18.0	6.0	1.0	25.0	99,000
保育料	1.2	1.0	0.5	2.7	10,692
合計	245.2	172.0	22.0	439.2	1,739,232

※1 人件費換算額は、本年度の使用料・手数料の見直しの際に用いた人件費単価(66円/分)を使用して算出

※2 (例)・督促手数料のみ未納となっている期別につき、行き違いにより請求できないものをチェックする作業

※3 (例)・督促手数料の誤納による還付処理
 ・還付が生じた場合において、督促手数料に未納があるときに還付金の一部を督促手数料に充当する処理

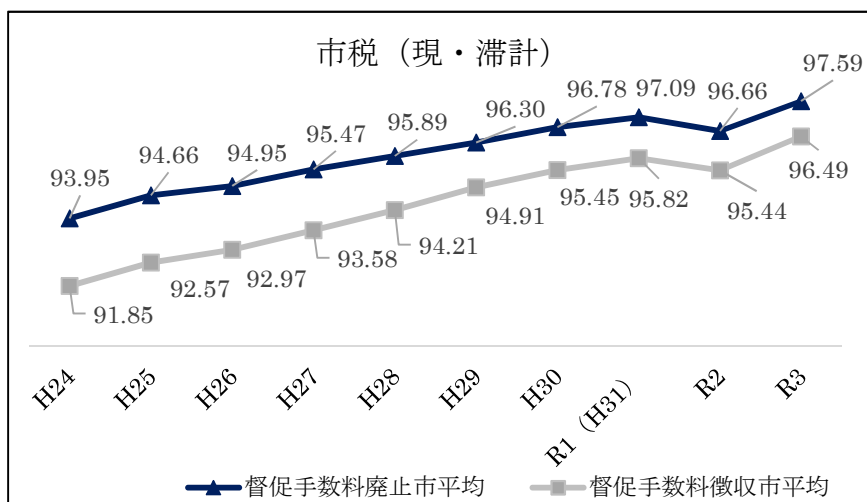
3 督促手数料を廃止している自治体

兵庫県下 兵庫県、神戸市、姫路市、明石市、西宮市、加古川市、宝塚市、高砂市、多可町、播磨町

大阪府下 大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、八尾市、松原市、柏原市、東大阪市、阪南市、田尻町

4 督促手数料徴収自治体と廃止自治体の平均徴収率の推移【兵庫県下29市】

(単位：%)



左図は、督促手数料を廃止すると徴収率が下がるという懸念に対し、そういった相関関係は見られないことを示すもので、督促手数料を廃止すれば徴収率が上がるということを示す意図ではありません。